

NFTと法的課題

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

2022年6月23日

弁護士 長瀬威志

Disclaimer

- 本資料における意見や解釈に関する記述は、発表者の個人的な見解によるものであり、所属事務所の見解を示すものではありません。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、行政当局の見解と一致しない可能性があります。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、法的助言を構成するものではありません。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、会計及び税務の点を踏まえて検討したものではありません。
- 本資料の記載に関連するビジネスを行う場合には、本資料における意見や解釈に関する記述に依拠することなく、自らの顧問弁護士、公認会計士、税理士等の専門家の見解を踏まえるようにしてください。
- 本資料の無断転載・複写については禁止します。

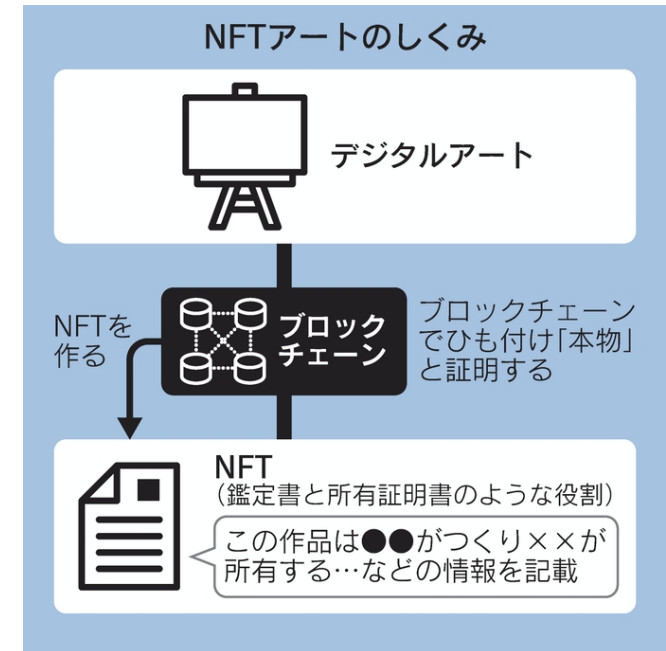
Non-Fungible Tokenとは

- Non-Fungible Token (NFT) とは、**ブロックチェーン上で発行されるトークンであり、トークン自体に固有の値を持たせた、代替性のない (non-fungible) トークン**
 - 従来、コピーが容易かつ無料なデジタルコンテンツに**特定性と希少性**をもたらすことが可能に
 - スマートコントラクトの活用による**二次流通取引の収益還元**を実現しうる

	特徴	実現できること	用途例
NFT	一意性（唯一無二性）をもつ（全く同じトークンは存在しない）	一点もの（コンテンツ）をトークンで表現できる	個体管理が必要なデジタルコンテンツ
トークン	取引量の制御などをプログラム可能	トークンで表現された価値・権利の取引の自動処理が可能となる	- デジタル通貨（社内コインなど） - デジタル証券（セキュリティトークン）
ブロックチェーン	- コピー・改竄が事実上困難 - 記録した情報が事実上消失しない	- 記録した情報の検証が容易 - 否認できない台帳を実現できる	- 来歴の管理（トレーサビリティ） - 暗号資産（BTC、ETHなど）

NFTと「唯一無二」

- 「NFTは唯一無二のデジタルデータを作成できる！」と言われるが・・・
- **NFT ≠ デジタルアート/コンテンツ**
 - ・ **NFTアートなどの作品の画像自体は誰でもコピー可能**
- NFTとして「唯一無二」なデータ部分は、NFTが紐づけられた作品の**来歴部分**
⇒ **アート作品の鑑定書のような役割**



NFTの活用により主に以下が期待

- ①デジタルコンテンツの希少性・特定性の確保
- ②デジタルコンテンツの（技術的な）追及権の確保
- ③デジタルコンテンツの流通市場の確立
- ④デジタルコンテンツに係る仲介者の省略（P2P取引の実現）

NFTと技術的な仕組み

代替不可能なデジタルデータ ～実際のデジタルデータの構成～

ブロックチェーン上に記録されるデジタルデータ（オンチェーン）

Token ID	1952(固有≠代替不可能)
Token URI	<u>ipfs://ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ01234567890123456789</u>
Owner Address	0x0f074034696a64Fa0Ee2321099Ef4324009b1417

Uniform Resource Identifier (≒URL)

ブロックチェーン外で記録されるデジタルデータ（オフチェーン）

```
{  
  "name": "Anderson Mori & Tomotsune",  
  "image": "ipfs://abcdefghijklmnopqrstuvwxyz01234567890123456789",  
  "discription": "logo of Anderson Mori & Tomotsune"  
}
```

メタデータ

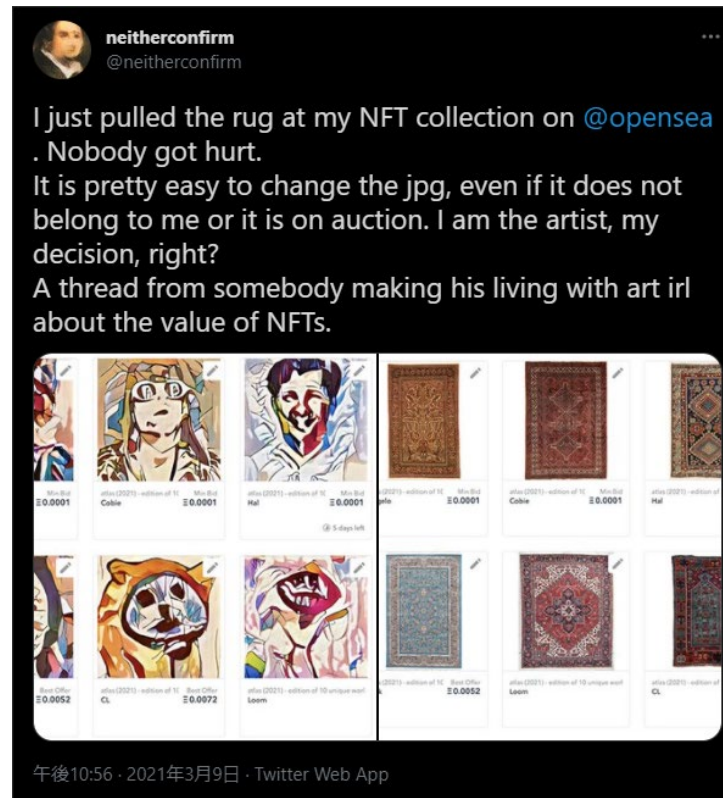
容量の大きいコンテンツデータをブロックチェーン上に記録することは技術上現実的でないため、ブロックチェーン外で記録する

AMT

コンテンツデータ

NFTと技術的な仕組み－コンテンツデータの差替え

NFTに紐づくコンテンツデータの差替え事例

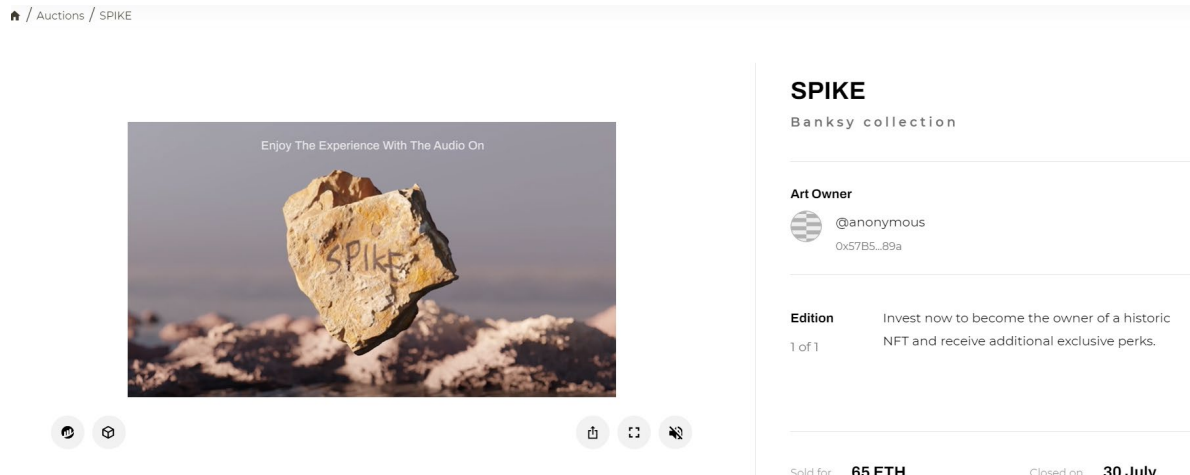


(参照) Twitter, @neitherconfirm, <https://twitter.com/neitherconfirm/status/1369285946198396928>, 2021.07.30

NFTと技術的な仕組み～本質的な特徴～

- デジタルデータに真正性を付与できる・・・？

- 第三者が著作権を有するデジタルコンテンツに紐づけたNFTを、**当該第三者に無断で発行することは技術的に可能**



- デジタルデータに唯一性を付与できる・・・？

- 同じ内容のデジタルコンテンツを紐づけた別のNFTを発行することは技術的に可能

(参照) Valuart, "SPIKE", <https://valuart.com/auctions/41ebdbb3d1d543ccb227b999f4ea3380>, 2021.07.30

コンテンツ×NFTと所有権の有無

- たとえばリアルアートの場合、「リアル」（物理的媒体）部分は所有権の対象
- デジタルコンテンツ（を閲覧できる権利）を表象したNFT（**コンテンツNFT**）の場合は？
 - 「NFTはデータの所有を可能にする」、「NFT保有者はデジタルアートやデジタルキャラクターの所有権や著作権を取得する」などと言われるが・・・
 - ・ 民法上、**所有権の客体となる「物」とは、「有体物」（民法85条）**
 - **NFT及びそれに紐づけられたコンテンツ**はいずれも無体物であるデータにすぎず、民法上の「**所有権**」の**対象にはならない**
 - ・ 現行法上、「**デジタル所有権**」（Digital Ownership）という概念も**法定されていない**



コンテンツNFTは所有権の対象とはならない

コンテンツ×NFTと著作権の有無

- 著作権法は思想感情の「創作的表現」を「著作物」として「著作権」で保護

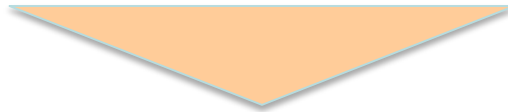
著作物(著作権法2条1項)

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」

- NFTは単なるデータであって「創作的表現」ではなく、**NFTに「著作権」は発生しない**
- これに対して（NFTに紐づけられた）**コンテンツは、多くの場合「創作的表現」に該当し、コンテンツに譲渡可能な財産権である「著作権」が発生する**
 - ではコンテンツNFTの取引は「著作権」の取引か？

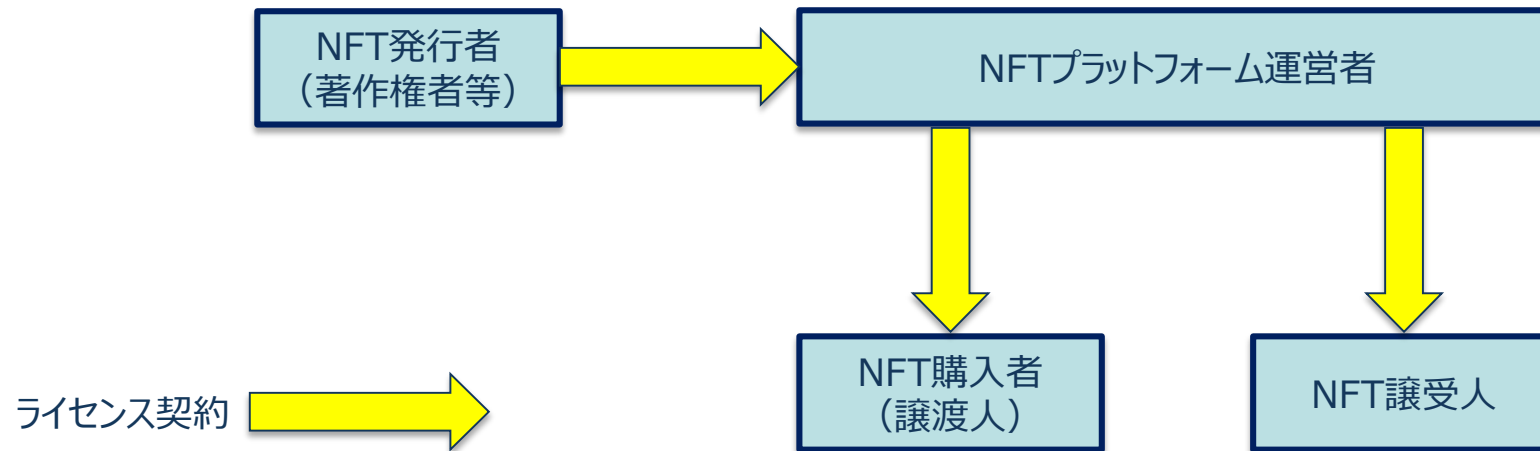
コンテンツNFTの取引と著作権法上の位置づけ

- 「著作権」とは、創作的表現である「著作物」を、複製、翻案等著作権法が定める方法で利用する（法定利用行為）を独占する権利にすぎない
 - 例えば、**コンテンツを視聴する行為は法定利用行為ではないため、「著作権」の独占対象ではない**
- コンテンツNFTで想定される最も基本的な利用方法は「コンテンツ」を視聴するという「著作権」の独占範囲外の利用方法である
 - **コンテンツNFTの取引は、直ちに「コンテンツ」の「著作権」の取引であるとはいえない**



コンテンツNFTの取引は「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の取引である場合が多い

コンテンツNFTの取引と私法上の整理



- 民法・著作権法から見たコンテンツNFTの「保有」「譲渡」の意味
 - 「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の「保有」「譲渡」を意味する
 - しかし、「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」を「保有」することの意味内容や「譲渡」のルールは、民法や著作権法からは導き出せない
 - 関係当事者間の合意で調整を図るため「コンテンツNFTプラットフォーム」を構築する必要

無権限者によるNFTの発行やプラットフォームの垣根を超えてNFTの移転・取引が行われた場合の権利関係の処理が課題

NFTと金融規制～暗号資産の定義

暗号資産の要件（資金決済法 2 条5項）

- ① 物品・役務提供の**代価の弁済**として不特定の者に対して使用でき、かつ、不特定の者との間で購入・売却をすることができること
- ② 電子的に記録された財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができること
- ③ 本邦通貨、外国通貨および通貨建資産に該当しないこと

- 1号暗号資産 = ①～③の要件をすべて満たすもの
- 2号暗号資産 = 不特定の者との間で、1号暗号資産と相互に交換できるものであって、②および③の要件を満たすもの

NFTと金融規制～暗号資産該当性

＜事例＞アイドルの写真を閲覧できるNFTをシリアル番号のみ変えて複数枚発行し、暗号資産であるETHを用いて販売する場合、当該NFTは暗号資産に該当するか。なお、発行者等が当該NFTを日本円など法定通貨で払い戻す約束は存在しない。

- **NFTそれ自体に決済手段性がない場合**には、「物品・役務提供の代価の弁済として不特定の者に対して使用できるもの」ではないことから、**1号暗号資産には該当しない**
- NFTは不特定の者と間でETHその他の1号暗号資産と相互に交換可能であることから、**2号暗号資産の定義には該当する？**
 - ・ 個性があり代替性のないNFTについては、**1号暗号資産と同等の経済的機能を有しないものとして、2号暗号資産には該当しない**（暗号資産GLI-1-1③）。
 - ・ 代替可能なトークン（Fungible Token）であったとしても、トレーディングカードやゲーム内アイテムなどのように**1号暗号資産のような決済手段等の経済的機能を有していないのであれば、2号暗号資産には該当しない**（2019年9月3日付パブコメ回答No.4）

1号暗号資産該当性・2号暗号資産該当性の判断における「決済手段性」の有無に関する判断基準が問題

NFTの販売方法と賭博罪該当性

＜事例＞いわゆる「ガチャ」やパック販売によりNFTを販売し、NFTごとにレアリティの高低がある場合、賭博罪（刑法185条）に該当するのか？なお、当該NFTについてはセカンドリーマーケットが存在し、レアリティに応じて価格に高低の差が存在する。

- 「賭博」 = ①偶然の勝敗により②財産上の利益の③得喪を争うこと（刑法185条）
 - ✓ どのNFTが取得できるか事前にわからない場合、①「偶然」性を満たす
 - ✓ NFTには財産的な価値が認められるため、②「財物」に該当する
 - ✓ ガチャにより支払った対価よりも価値の高いNFTを入手できたユーザーは、当該対価と当該価値の差額を得る一方で、支払った対価よりも価値の低いNFTを入手するユーザーは、当該差額を失うことになるため、③「得喪」が生じうる？
 - ・ ③「得喪を争う」とは、勝者が財物を得て、敗者がこれを失うことを意味し、当事者の一方がこれを失うことがない場合は、「得喪を争う」ものには該当しない（大判大正6年4月30日大審院刑事判決録23輯436頁等）
 - 販売事業者に損失がなければ③「得喪を争う」に当たらない？

「ガチャ」やパック販売を採用する場合、賭博罪に該当するか？

経 歴



長瀬 威志 パートナー

- 2009年弁護士登録、2021年パートナー就任
- 暗号資産、ファイナンス、レギュラトリー案件を中心に、フィンテック、M&A、不祥事・危機管理対応、各国競争法、知的財産権、会社法全般を広く取り扱う。
- 連絡先
E-mail: takeshi.nagase@amt-law.com
Tel: 03-6775-1200
Fax: 03-6775-2200

経歴

- 東京大学法学部（2005年）
- 金融庁総務企画局企業開示課に出向（2013年7月－2014年6月）
- 米国University of Pennsylvania Law School (LL.M.) (Wharton Business & Law Certificate)（2015年）
- NY州弁護士登録（2016年）
- 国内大手証券会社法務部に出向（2015年9月-2017年9月）

著作物・講演等

- 「[NFTの教科書 ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計まで デジタルデータが資産になる未来](#)」（2021年）
- 「[Blockchain & Cryptocurrency Regulation 2022 \(Japan Chapter\)](#)」（2021年）
- 「[デジタル通貨・証券の仕組みと実務ービジネス・法務・会計・税務](#)」（2021年）
- 「[Q&A 実務家のための暗号資産入門 ー法務・会計・税務 二](#)」（2020年）
- 「[The Legal 500: Blockchain Country Comparative Guide \(Japan chapter\)](#)」（2020年）
- 「[The Legal 500: Fintech Country Comparative Guide \(Japan chapter\)](#)」（2020年）
- 「[暗号資産・デジタル証券法](#)」（株式会社商事法務、2020年）（共著）
- 「テクノロジー法務」（中央経済社 2019年）（共著）
- 「ブロックチェーン白書2019」（N.Avenue 2019年）